私　道　寄　付　フ　ロ　ー

寄付希望者	大田区

寄付相談 →

寄付説明
大田区が寄付をお受けするための諸条件をご説明します。
（幅員2.7m以上、通り抜けができること等）

← **寄付申出書提出**
【添付書類】
①案内図②公図③登記全部事項証明書④境界を示す図面及び実測求積図等

→ **現地調査**
地域基盤整備課・建築調整課が行う。
（期間約３週間）

↓

← **回　答**
文書により回答いたします。なお、境界確定や分筆、道路整備、排水施設の整備等の条件が付く場合があります。（申出者負担）

判　断
回答を受けて、条件等を考慮のうえ、寄付するかどうか判断。

--- 寄付をするかどうかの連絡 ---→

寄付をすると判断した場合は、**６か月以内**に区からの条件の解消や必要書類の提出をしてください。
6か月を過ぎると申出を取下げたものとみなす場合があります。

↓

寄付条件の解消
回答書に書かれている条件の解消をします。条件がない時は不要です。

↓

寄付必要書類の提出
【提出書類】
①登記承諾書②印鑑証明書③登記原因証明情報④所有権以外の権利が設定されていたときは、当該権利が解除されたことを証する書面⑤不動産調査報告書，全体写真等
※④⑤は必要に応じて

→ **所有権移転登記**

↓

道路法など管理をするための手続き

↓

大田区による管理開始

--- 受領書送付 ---→

境界確定（任　意）

※寄付後の新たな道路との境界確定については、各所有者様のご判断にお任せしています。境界確定が必要な場合には、別途の申請が必要になります。